

「登録更新講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」新旧対照表

改正案	現行
<p>令和7年3月5日 制定 令和7年4月1日 改定 <u>令和7年12月9日 改定</u></p> <p>国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長</p> <p>登録更新講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン</p>	<p>令和7年3月5日 制定 令和7年4月1日 改定</p> <p>国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長</p> <p>登録更新講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン</p>
<p>1. 目的 本ガイドラインは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の82の規定による登録更新講習機関の登録及び同法第132条の51の規定に関する同講習機関が行う<u>無人航空機更新講習</u>の実施について、必要な事務処理に係る指針を示すことを目的とする。</p>	<p>1. 目的 本ガイドラインは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の82の規定による登録更新講習機関の登録及び同法第132条の51の規定に関する同講習機関が行う<u>無人航空機更新講習及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条65の規定に関する同講習機関が行う技能証明書失効再交付講習</u>の実施について、必要な事務処理に係る指針を示すことを目的とする。</p>
<p>2. 定義 本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(7)技能証明申請者番号</u>：技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられた番号をいう。</p>	<p>2. 定義 本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)技能証明書失効再交付申請者</u>：法第132条53の第1項各号による技能証明の効力を停止され、再交付を申請しようとする者をいう。</p> <p><u>(8)技能証明申請者番号</u>：技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられた番号をいう。</p>
<p>3. 効力 (略)</p> <p>4. 登録更新講習機関の登録に係る事務処理</p> <p>4.1 事務処理の種類 【登録更新講習機関における講習事務を開始する前に行う事務処理】</p>	<p>3. 効力 (略)</p> <p>4. 登録更新講習機関の登録に係る事務処理</p> <p>4.1 事務処理の種類 【登録更新講習機関における講習事務を開始する前に行う事務処理】</p>

<p>(1) 省令第17条において準用する省令第3条による登録の手続</p> <p>(2) 省令第14条第6号及び告示第2条による登録更新講習機関管理者及び講師に対する研修の実施</p> <p>(3) 法第132条の83において準用する法第132条の74及び省令第17条において準用する省令第8条による無人航空機更新講習事務規程の作成及び届出</p> <p>【登録更新講習機関において講習事務を開始した後に行う事務処理】</p> <p>(4) <u>無人航空機更新講習</u>開始時の受講者の本人確認</p> <p>(5) <u>無人航空機更新講習</u>の修了証明書の発行</p> <p>(6) <u>無人航空機更新講習</u>修了者の情報についての連携</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) 省令第17条において準用する省令第5条による役員の選任の届出等</p> <p>(8) 省令第17条において準用する省令第7条による登録事項の変更の届出</p> <p>(9) 省令第17条において準用する省令第9条による無人航空機更新機関が行う講習事務の休廃止の届出</p> <p>(10) 省令第17条において準用する省令第12条による帳簿の記載</p> <p>(11) 省令第17条において準用する省令第13条による帳簿の提出</p> <p>(12) 法第132条の83において準用する法132条の71による登録の更新</p> <p>(13) 法第132条の83において準用する法132条の76による財務諸表等の作成及び閲覧</p>	<p>(1) 省令第17条において準用する省令第3条による登録の手続</p> <p>(2) 省令第14条第6号及び告示第2条による登録更新講習機関管理者及び講師に対する研修の実施</p> <p>(3) 法第132条の83において準用する法第132条の74及び省令第17条において準用する省令第8条による無人航空機更新講習事務規程の作成及び届出</p> <p>【登録更新講習機関において講習事務を開始した後に行う事務処理】</p> <p>(4) <u>無人航空機更新講習又は技能証明書失効再交付講習</u>開始時の受講者の本人確認</p> <p>(5) <u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の修了証明書の発行</p> <p>(6) <u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>修了者の情報についての連携</p> <p><u>(7) 身体適性基準の情報についての連携</u></p> <p>(8) 省令第17条において準用する省令第5条による役員の選任の届出等</p> <p>(9) 省令第17条において準用する省令第7条による登録事項の変更の届出</p> <p>(10) 省令第17条において準用する省令第9条による無人航空機更新機関が行う講習事務の休廃止の届出</p> <p>(11) 省令第17条において準用する省令第12条による帳簿の記載</p> <p>(12) 省令第17条において準用する省令第13条による帳簿の提出</p> <p>(13) 法第132条の83において準用する法132条の71による登録の更新</p> <p>(14) 法第132条の83において準用する法132条の76による財務諸表等の作成及び閲覧</p>
<p>4.2 事務処理の区分</p> <p>事務処理については、ドローン情報基盤システムの登録更新講習機関 申請機能（以下「登録申請システム」という。）によりオンラインで行うものと、それ以外の電磁的方法（電子メール）により行うものに区分するものとする。</p> <p>＜登録申請システムによりオンラインで行うもの＞</p> <p>4.1(1)、(4)、(6)、<u>(7)</u>、<u>(8)</u>、<u>(11)</u></p>	<p>4.2 事務処理の区分</p> <p>事務処理については、ドローン情報基盤システムの登録更新講習機関 申請機能（以下「登録申請システム」という。）によりオンラインで行うものと、それ以外の電磁的方法（電子メール）により行うものに区分するものとする。</p> <p>＜登録申請システムによりオンラインで行うもの＞</p> <p>4.1(1)、(4)、(6)、<u>(7)</u>、<u>(8)</u>、<u>(9)</u>、<u>(12)</u></p>

<p>＜上記以外の電磁的方法により行うもの＞</p> <p>4. 1(2)、(3)、(5)、<u>(9)</u>、<u>(10)</u>、<u>(12)</u>、<u>(13)</u></p>	<p>＜上記以外の電磁的方法により行うもの＞</p> <p>4. 1(2)、(3)、(5)、<u>(10)</u>、<u>(11)</u>、<u>(13)</u>、<u>(14)</u></p>
<p>5. 登録更新講習機関の登録に関する事前準備</p> <p>5.1 事前準備</p> <p>登録更新講習機関申請者は(1)～(3)に掲げる事項を登録更新講習機関の登録手続を開始する前までに完了しておく必要がある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)取扱要領「2. 登録更新講習機関の登録」に係る準備</p> <p>登録更新講習機関の登録に係る申請は登録申請システムよりオンラインで行うこととなる。申請時の添付書類は、取扱要領2. (4)に明記されている。</p> <p>＜補足事項＞</p> <p>①次の資料は、登録更新講習機関の登録申請を行う法人に関する内容のみでよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前1年以内に作成されたものに限る。） ・役員全ての氏名、住所及び経歴を記載した書類 <p>※1 役員の氏名、住所及び経歴については、取扱要領 様式6への記載をもって証してもよい。</p> <p>※2 役員の住所については、住民票の提出をもって証明することも可とし、その旨を「住所については住民票の提出をもって証する」等、取扱要領 様式6の役員の住所の欄に記入すること。なお、住民票は提出の日前1年以内に作成されたものとすること。</p> <p>※3 役員の経歴については、履歴書の提出をもって証明することも可とし、その旨を「経歴については履歴書を別添として提出する」等、取扱要領 様式6の役員の経歴の欄に記入すること。（または、「役員の経歴」欄を様式6から削除して提出してもよい。）なお、履歴書は提出の日前1年以内に作成されたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員が法第132条の83において準用する法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類（取扱要領 様式6） 	<p>5. 登録更新講習機関の登録に関する事前準備</p> <p>5.1 事前準備</p> <p>登録更新講習機関申請者は(1)～(3)に掲げる事項を登録更新講習機関の登録手続を開始する前までに完了しておく必要がある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)取扱要領「2. 登録更新講習機関の登録」に係る準備</p> <p>登録更新講習機関の登録に係る申請は登録申請システムよりオンラインで行うこととなる。申請時の添付書類は、取扱要領2. (4)に明記されている。</p> <p>＜補足事項＞</p> <p>①次の資料は、登録更新講習機関の登録申請を行う法人に関する内容のみでよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前1年以内に作成されたものに限る。） ・役員全ての氏名、住所及び経歴を記載した書類 <p>※1 役員の氏名、住所及び経歴については、取扱要領 様式6への記載をもって証してもよい。</p> <p>※2 役員の住所については、住民票の提出をもって証明することも可とし、その旨を「住所については住民票の提出をもって証する」等、取扱要領 様式6の役員の住所の欄に記入すること。なお、住民票は提出の日前1年以内に作成されたものとすること。</p> <p>※3 役員の経歴については、履歴書の提出をもって証明することも可とし、その旨を「経歴については履歴書を別添として提出する」等、取扱要領 様式6の役員の経歴の欄に記入すること。（または、「役員の経歴」欄を様式6から削除して提出してもよい。）なお、履歴書は提出の日前1年以内に作成されたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員が法第132条の83において準用する法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類（取扱要領 様式6）

・組織図

(削除)

② (略)

③施設及び設備の概要書について

i) (略)

ii) 当該施設及び設備を用いて無人航空機更新講習を行うことを証する書類は、取扱要領 様式2「5. 添付書類」とする。

④～⑦ (略)

6.・7. (略)

8. 無人航空機更新講習事務規程の作成(4.1(3)関係)

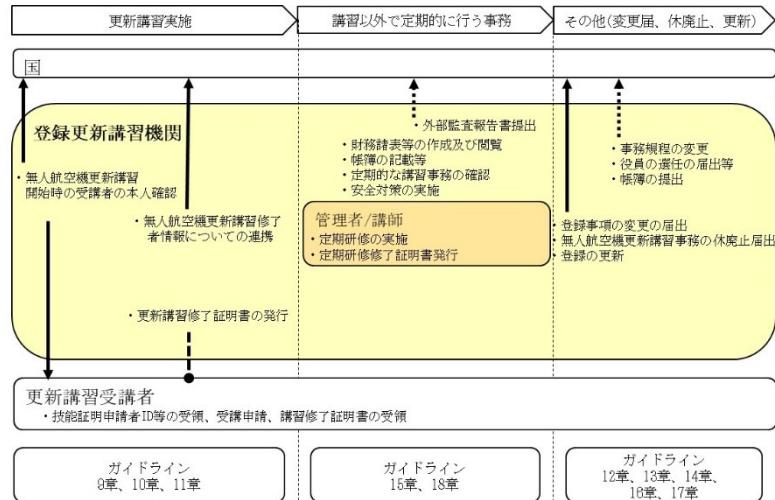
(略)

【登録更新講習機関において講習事務を開始した後に行う事務処理】

全体のイメージ図を示す。

凡例

- ◀ : 登録申請システム
- ◀・: メール
- : 郵送もしくは手渡し



・組織図

・(更新講習機関において無人航空機操縦者身体適正検査を行う場合) 担当する医師の一覧表

② (略)

③施設及び設備の概要書について

i) (略)

ii) 当該施設及び設備を用いて無人航空機更新講習又は技能証明書失効再交付講習を行うことを証する書類は、取扱要領 様式2「5. 添付書類」とする。

④～⑦ (略)

6.・7. (略)

8. 無人航空機更新講習事務規程の作成(4.1(3)関係)

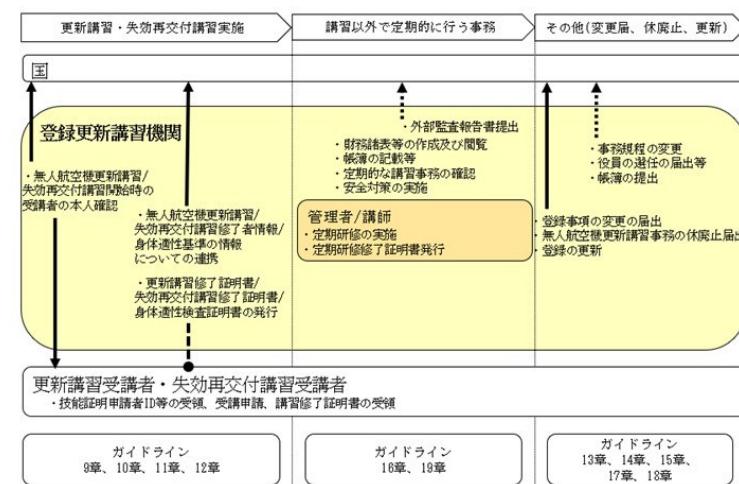
(略)

【登録更新講習機関において講習事務を開始した後に行う事務処理】

全体のイメージ図を示す。

凡例

- ◀ : 登録申請システム
- ◀・: メール
- : 郵送もしくは手渡し



<p>9. <u>無人航空機更新講習</u>開始時の受講者の本人確認(4.1(4)関係) <u>技能証明更新申請者が無人航空機更新講習の受講を開始</u>するに際し、登録申請システム上の本人情報と、実際に<u>当該更新講習</u>を受講しようとする者及び当該<u>受講者が</u>受講する必要がある講習の内容が一致していることを確認する。具体的には、登録更新講習機関は、次の情報を突合することにより、本人確認を行うものとする。</p> <p>①技能証明申請者番号 <u>技能証明更新申請者</u>が登録申請システム上で発行した番号とする。</p> <p>②氏名 <u>技能証明更新申請者</u>の氏名とする。</p> <p>③住所 <u>技能証明更新申請者</u>の住所とする。</p> <p>④生年月日 <u>技能証明更新申請者</u>の生年月日とする。</p> <p>⑤当該受講者が受講るべき講習の内容 技能証明更新申請者の登録申請システム上に登録された技能証明書のステータス及び行政処分に関する情報と、当該受講者が提出する<u>受講時期</u>を記したDIPSからのメールとを突合し確認する。</p>	<p>9. <u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>開始時の受講者の本人確認(4.1(4)関係) <u>技能証明更新申請者が無人航空機更新講習の受講を開始又は技能証明書失効再交付申請者が技能証明書失効再交付講習を開始する</u>に際し、登録申請システム上の本人情報と、実際に<u>当該更新講習又は当該失効再交付講習</u>を受講しようとする者及び<u>当該受講</u>が受講する必要がある講習の内容が一致していることを確認する。具体的には、登録更新講習機関は、次の情報を突合することにより、本人確認を行うものとする。</p> <p>①技能証明申請者番号 <u>技能証明更新申請者又は技能証明書失効再交付申請者</u>が登録申請システム上で発行した番号とする。</p> <p>②氏名 <u>技能証明更新申請者又は技能証明書失効再交付申請者</u>の氏名とする。</p> <p>③住所 <u>技能証明更新申請者又は技能証明書失効再交付申請者</u>の住所とする。</p> <p>④生年月日 <u>技能証明更新申請者又は技能証明書失効再交付申請者</u>の生年月日とする。</p> <p>⑤当該受講者が受講るべき講習の内容 技能証明更新申請者の登録申請システム上に登録された技能証明書のステータス及び行政処分に関する情報と、当該受講者が提出する<u>受講対象の講習内容及び受講時期</u>を記したDIPSからのメールとを突合し確認する。</p>
<p>10. <u>無人航空機更新講習</u>の修了証明書の発行(4.1(5)関係)</p> <p><u>(削除)</u> 技能証明更新申請者が無人航空機更新講習を修了したとき、登録更新講習機関は無人航空機更新講習の修了証明書（様式1。以下単に「修了証明書」という。）を発行すること。 なお、修了証明書の発行にあたっては、各登録更新講習機関において、下記の</p>	<p>10. <u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の修了証明書の発行(4.1(5)関係)</p> <p><u>10.1 更新講習修了証明書の発行</u> 技能証明更新申請者が無人航空機更新講習を修了したとき、登録更新講習機関は無人航空機更新講習の修了証明書（様式1。以下単に「修了証明書」という。）を発行すること。 なお、修了証明書の発行にあたっては、各登録更新講習機関において、下記の</p>

<p>採番ルールに従って、修了証明書番号の採番を行い、修了証明書に記載するものとする。</p> <p>また、修了証明書の有効期間は3か月（修了証明書発行日の3か月後の前日まで）とすること。</p> <p>（修了証明書番号の採番ルール）（略）</p>	<p>採番ルールに従って、修了証明書番号の採番を行い、修了証明書に記載するものとする。</p> <p>また、修了証明書の有効期間は3か月（修了証明書発行日の3か月後の前日まで）とすること。</p> <p>（修了証明書番号の採番ルール）（略）</p>
<p><u>（削除）</u></p> <p><u>10.2 失効再交付講習修了証明書の発行</u></p> <p><u>技能証明書失効再交付申請者が技能証明書失効再交付講習を修了したとき、登録更新講習機関は技能証明書失効再交付講習の修了証明書（様式2。以下単に「失効再交付講習に係る修了証明書」という。）を発行すること。</u></p> <p><u>なお、技能証明書失効再交付講習に係る修了証明書の発行にあたっては、各登録更新講習機関において、下記の採番ルールに従って、技能証明書失効再交付講習に係る修了証明書番号の採番を行い、当該修了証明書に記載するものとする。</u></p> <p><u>また、技能証明書失効再交付講習に係る修了証明書の有効期間は3か月（修了証明書発行日の3か月後の前日まで）とすること。</u></p> <p><u>（技能証明書失効再交付講習に係る修了証明書番号の採番ルール）</u></p> <p><u>計14桁の番号を登録更新講習機関にて採番する。</u></p> <p><u>例 EL 1234 2212 1234（2022年12月に講習を修了した者の一例）</u></p> <p><u>イ ロ ハ ニ</u></p> <p><u>EL 2468 2304 2468（2023年4月に講習を修了した者の一例）</u></p> <p><u>イ ロ ハ ニ</u></p> <p><u>イ 講習区分（2桁 半角固定）</u></p> <p><u>全登録更新講習機関で「EL」共通。</u></p> <p><u>ロ 登録更新講習機関番号（4桁 半角数字）</u></p> <p><u>登録更新講習機関の識別番号。登録申請システムで発行される。</u></p> <p><u>ハ 発行年月（4桁 半角数字）</u></p> <p><u>修了証明書を発行した年月。（西暦の下2桁と月数の2桁）</u></p>	

	<p><u>各登録更新講習機関で採番。</u></p> <p><u>ニ 固有番号（4桁 半角数字）</u></p> <p><u>修了証明書を一意に識別するための番号。他の修了証明書と番号が重複しないよう、同一月内では異なる番号をカウントアップで0001から順に割り当てる。各登録更新講習機関で採番。</u></p>
<p>1 11. <u>無人航空機更新講習</u>修了者情報についての連携(4.1(6)関係)</p> <p>航空局が指定するCSVファイル様式にて、登録申請システムへ<u>技能証明更新申請者</u>の修了者情報の連携を行う。修了者情報の連携は、一つの<u>講習修了証明書番号</u>ごとに行う。</p> <p>なお、登録申請システムへの連携は、<u>無人航空機更新講習</u>の修了証明書発行から5営業日以内に行うこと。</p> <p>航空局が指定するCSVファイル様式は登録更新講習機関向け画面の「修了者情報登録画面」に掲載される。</p> <p><u>なお、CSVファイルの身体適性検査証明書番号は「PA00000000000000」(0は12桁)とし、空ファイルをアップロードすること。</u></p>	<p>1 11. <u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>修了者情報についての連携(4.1(6)関係)</p> <p>航空局が指定するCSVファイル様式にて、登録申請システムへ<u>技能証明更新申請者及び技能証明書失効再交付申請者</u>の修了者情報の連携を行う。修了者情報の連携は、一つの<u>講習修了証明書番号</u>又は<u>失効再交付講習に係る修了証明書番号</u>ごとに行う。</p> <p>なお、登録申請システムへの連携は、<u>無人航空機更新講習又は技能証明書失効再交付講習</u>の修了証明書発行から5営業日以内に行うこと。</p> <p>航空局が指定するCSVファイル様式は登録更新講習機関向け画面の「修了者情報登録画面」に掲載される。</p> <p><u>また、失効再交付講習を修了した者であって、失効再交付講習修了証明書の有効期限が切れる前に更新講習の申請をした者については、更新講習を受講したものとしての修了者情報を登録してよい。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>1 12. <u>身体適性検査証明書の発行</u></p> <p>登録更新講習機関が国土交通大臣が適切と認める職員を有し、無人航空機操縦者技能証明における身体適性検査を行う場合には、<u>身体検査等実施要領（令和6年3月5日改正。国空無機第63283号。以下、「身体検査等実施要領」という。）</u>に基づき、登録更新講習機関は無人航空機操縦者身体適性検査証明書（以下、「<u>身体適性検査証明書</u>」という。）を発行し、航空局が指定するCSVファイル様式にて、登録申請システムへ技能証明更新申請者の身体適性基準への適合情報の連携を行うこと。身体適性基準に関する情報の連携は、一つの<u>講習修了証明書番号</u>又は<u>失効再交付講習に係る修了証明書番号</u>ごとに行う。</p> <p><u>なお、身体適性検査を登録更新講習機関で行わない場合は、CSVファイルの身体適性検査証明書番号を「PA00000000000000」(0は12桁)とし、空ファイルをアップロードすること。</u></p>

	<p>ードすること。</p> <p>登録申請システムへの連携は、身体適性基準の確認日以降、可及的速やかに行うこと。</p> <p>航空局が指定するCSVファイル様式は登録更新講習機関向け画面の「修了者情報登録画面」に修了者情報アップロード用CSVファイル様式とともに掲載される。</p> <p>身体適性検査証明書の発行にあたっては、記入者は様式3-2を参照し記入するとともに、各登録更新講習機関において、下記の採番ルールに従って採番を行い、身体適性検査証明書に記載するものとする。</p> <p>また、身体適性検査証明書の有効期間は3か月（修了証明書発行日の3か月後の前日まで）とすること。</p> <p>（略）</p>
<p><u>12.</u> 役員の選任の届出等(4.1(8)関係)</p> <p><u>12.1</u> 役員を選任したとき</p> <p>省令第17条において準用する省令第5条第1項及び取扱要領7.(1)に掲げる提出物をPDFで登録申請システムによる手続以外の電磁的方法（電子メール）で提出すること。</p> <p>メールアドレス：info@mlit-drone.com 件名：【資料送付】役員の選任の届出等_登録更新講習機関名 送付先：国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p> <p><u>12.2</u> 役員を解任したとき</p> <p>省令第17条において準用する省令第5条第2項及び取扱要領7.(2)に掲げる提出物をPDFで登録申請システムによる手続以外の電磁的方法（電子メール）で提出すること。</p> <p>メールアドレス：info@mlit-drone.com 件名：【資料送付】役員の解任の届出等_登録更新講習機関名 送付先：国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p>	<p><u>13.</u> 役員の選任の届出等(4.1(8)関係)</p> <p>役員を選任したとき</p> <p>省令第17条において準用する省令第5条第1項及び取扱要領7.(1)に掲げる提出物をPDFで登録申請システムによる手続以外の電磁的方法（電子メール）で提出すること。</p> <p>メールアドレス：info@mlit-drone.com 件名：【資料送付】役員の選任の届出等_登録更新講習機関名 送付先：国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p> <p><u>13.2</u> 役員を解任したとき</p> <p>省令第17条において準用する省令第5条第2項及び取扱要領7.(2)に掲げる提出物をPDFで登録申請システムによる手続以外の電磁的方法（電子メール）で提出すること。</p> <p>メールアドレス：info@mlit-drone.com 件名：【資料送付】役員の解任の届出等_登録更新講習機関名 送付先：国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p>

<p><u>13.</u> 登録更新講習機関の登録事項変更に係る手続(4.1(9)関係)</p> <p><u>13.1</u> 登録更新講習機関の登録事項変更届出</p> <p>登録更新講習機関登録簿に記載されている登録事項を変更する場合は、登録申請システムによる変更届出を行うとともに、省令第17条において準用する省令第7条及び取扱要領5.に掲げる届出書及び添付書類をPDFで電子メールにより提出すること。</p> <p>メールアドレス : info@mlit-drone.com</p> <p>件名 : 【資料送付】登録更新講習機関の登録事項変更に係る手続_登録更新講習機関名</p> <p>送付先 : 国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p> <p><u>13.2</u> 登録更新講習機関の登録証発行</p> <p><u>13.1</u>の手続終了後、登録事項の変更に伴い登録証の再発行が必要な場合は、航空局より登録更新講習機関申請者の所在地宛に登録証を発送する。</p>	<p><u>14.</u> 登録更新講習機関の登録事項変更に係る手続(4.1(9)関係)</p> <p><u>14.1</u> 登録更新講習機関の登録事項変更届出</p> <p>登録更新講習機関登録簿に記載されている登録事項を変更する場合は、登録申請システムによる変更届出を行うとともに、省令第17条において準用する省令第7条及び取扱要領5.に掲げる届出書及び添付書類をPDFで電子メールにより提出すること。</p> <p>メールアドレス : info@mlit-drone.com</p> <p>件名 : 【資料送付】登録更新講習機関の登録事項変更に係る手続_登録更新講習機関名</p> <p>送付先 : 国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p> <p><u>14.2</u> 登録更新講習機関の登録証発行</p> <p><u>14.1</u>の手続終了後、登録事項の変更に伴い登録証の再発行が必要な場合は、航空局より登録更新講習機関申請者の所在地宛に登録証を発送する。</p>
<p><u>14.</u> 無人航空機更新講習事務の休廃止の届出に係る手続(4.1(10)関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>15.</u> 無人航空機更新講習事務の休廃止の届出に係る手続(4.1(10)関係)</p> <p>(略)</p>
<p><u>15.</u> 帳簿の記載(4.1(11)関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>16.</u> 帳簿の記載(4.1(11)関係)</p> <p>(略)</p>
<p><u>16.</u> 帳簿の提出(4.1(12)関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>17.</u> 帳簿の提出(4.1(12)関係)</p> <p>(略)</p>
<p><u>17.</u> 登録更新講習機関の更新に係る手続(4.1(13)関係)</p> <p><u>17.1</u> 登録更新講習機関の更新申請</p> <p>登録申請システムにより更新申請を行うとともに、取扱要領8.に掲げる申請書をPDFで電子メールにより提出すること。</p>	<p><u>18.</u> 登録更新講習機関の更新に係る手続(4.1(13)関係)</p> <p>登録更新講習機関の更新申請</p> <p>登録申請システムにより更新申請を行うとともに、取扱要領8.に掲げる申請書をPDFで電子メールにより提出すること。</p>

<p>メールアドレス : info@mlit-drone.com 件名 : 【資料送付】登録更新講習機関の更新申請に係る手続_登録更新講習機 関名 送付先 : 国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p> <p><u>17.2</u> 登録更新講習機関の登録証発行</p> <p><u>17.1</u>の手続終了後、航空局より登録を更新しようとする者の所在地宛に登録証を発送する。</p>	<p>メールアドレス : info@mlit-drone.com 件名 : 【資料送付】登録更新講習機関の更新申請に係る手続_登録更新講習機 関名 送付先 : 国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局</p> <p><u>18.2</u> 登録更新講習機関の登録証発行</p> <p><u>18.1</u>の手続終了後、航空局より登録を更新しようとする者の所在地宛に登録証を発送する。</p>
<p><u>18.</u> 財務諸表等の作成及び閲覧(4.1(14)関係)</p> <p><u>18.1</u> 財務諸表等の作成</p> <p>登録更新講習機関（国又は地方公共団体を除く。）は、毎事業年度経過3月以内に当該事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成すること。 なお、作成した財務諸表等は5年間事務所に備え付けておくこと。</p> <p><u>18.2</u> 財務諸表等の閲覧</p> <p><u>18.1</u>で作成した財務諸表等については、業務時間内は隨時、登録更新講習機関における無人航空機操縦者の講習を受けようとする者及びその他の利害関係人からの閲覧の求めに応じること。</p>	<p><u>19.</u> 財務諸表等の作成及び閲覧(4.1(14)関係)</p> <p><u>19.1</u> 財務諸表等の作成</p> <p>登録更新講習機関（国又は地方公共団体を除く。）は、毎事業年度経過3月以内に当該事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成すること。 なお、作成した財務諸表等は5年間事務所に備え付けておくこと。</p> <p><u>19.2</u> 財務諸表等の閲覧</p> <p><u>19.1</u>で作成した財務諸表等については、業務時間内は隨時、登録更新講習機関における無人航空機操縦者の講習を受けようとする者及びその他の利害関係人からの閲覧の求めに応じること。</p>
<p><u>19.</u> 講習事務における不適切事象発生時の報告</p> <p>(略)</p>	<p><u>20.</u> 講習事務における不適切事象発生時の報告</p> <p>(略)</p>
<p>様式 1 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>様式 1 (略)</p> <p><u>様式 2</u></p>

技能証明書失効再交付講習修了証明書

第 号
年 月 日 修了
年 月 日 まで有効

殿

技能証明申請者番号：

航空法施行規則第236条の65の規定に関し、登録更新講習機関が行う技能証明書失効再交付講習を修了したことを証明する。

限定期解除事項	区分	
	一等	二等
回転翼航空機（マルチ）		
回転翼航空機（ヘリ）		
飛行機		

担当講師：_____

（登録更新講習機関名 印）

登録更新講習機関コード：

別添 登録更新講習機関申請手続フロー
(略)

別添 登録更新講習機関申請手続フロー
(略)